

令和 3 年

七ヶ浜町議会会議録

7月会議 7月29日 開会
 7月29日 閉会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 7 月 29 日（木曜日）

七ヶ浜町議会定例会 7 月会議会議録

（第 1 日目）

令和3年七ヶ浜町議会定例会7月会議会議録第1号

令和3年7月29日（木曜日）

出席議員（13名）

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 佐藤直美君 | 2番 | 小林倫明君 |
| 3番 | 仁田秀和君 | 4番 | 木村稔君 |
| 5番 | 熊谷明美君 | 6番 | 佐藤壮一君 |
| 7番 | 安倍敏彦君 | 8番 | 遠藤喜二君 |
| 10番 | 渡邊淳君 | 11番 | 佐藤梶信君 |
| 12番 | 歌川渡君 | 13番 | 遠藤久和君 |
| 14番 | 岡崎正憲君 | | |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|---------|--------|
| 町長 | 寺澤薫君 |
| 副町長 | 平山良一君 |
| 総務課長 | 高橋勉君 |
| 政策課長 | 荻野繁樹君 |
| 財政課長 | 安達正彦君 |
| 税務課長 | 渡邊真孝君 |
| 町民生活課長 | 藤井孝典君 |
| 産業課長 | 小野勝洋君 |
| 建設課長 | 鈴木英明君 |
| 水道事業所長 | 小野誠司君 |
| 国際村事務局長 | 後藤謙一君 |
| 子ども未来課長 | 渡辺とき子君 |
| 健康福祉課長 | 渡辺文昭君 |

| | |
|-------------|-----------|
| 長 寿 社 会 課 長 | 遠 藤 裕 一 君 |
| 防 災 対 策 室 長 | 石 井 直 紀 君 |
| 会 計 管 理 者 | 内 海 栄 広 君 |
| 教 育 長 | 武 田 光 彦 君 |
| 教 育 総 務 課 長 | 佐 藤 浩 明 君 |
| 生 涯 学 習 課 長 | 小 野 賢 一 君 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 飯 野 直 樹 君 |
| 同 書 記 | 船 木 潮 君 |

議事日程 第1号

令和3年7月29日（木曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第43号 特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第44号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第45号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議員提出議案第6号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例の改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程の決定
- 日程第 3 議案第43号 特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第44号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 45 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 4 号）

日程第 6 議員提出議案第 6 号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の
人権擁護に関する条例の改正について

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日7月29日は休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、7月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において11番佐藤梶信議員、12番歌川 渡議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会7月会議の日程は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、7月会議の日程は、本日1日間と決しました。

諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、議長より諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、6月18日、宮城県町村議会議長会正副会長会議が開催され、私が出席をし、旧役員との引継ぎと県知事等への就任挨拶をしてきております。

次に、7月9日、令和3年第2回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壮一議員が出席をしてきております。

次に、7月13日、令和3年第2回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員であります安倍敏彦議員、遠藤久和議員が出席をしてきております。

次に、7月13日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、令和3年度の諸会議と行事予定等について審議してきております。

次に、6月24日、7月27日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

なお、本日の会議に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会7月会議に提案いたしました議案等について説明をさせていただきます。

提案いたしました議案等につきましては、議案第43号から議案第45号までの3議案であります。詳細につきましては後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明させていただきます。

初めに、議案第43号特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用条文に号ずれ等が生じることから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第44号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号カードに係る再交付手数料を廃止することから所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号は、令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算であります。補正の額は2億2,661万4,000円の追加で、補正後の総額は、歳入歳出それぞれ70億7,178万1,000円とするものであります。

歳出の主な内容としましては、保育所等整備補助事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、そして、本年2月13日発生の福島県沖地震災害復旧事業等であります。

これらの主な財源としましては、保育所等整備交付金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、地域福祉基金繰入金、現年発生単独災害復旧債等を充当しております。

以上、提案いたしました議案等につきまして、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

日程第3 議案第43号 特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び
特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例に
ついて

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第43号特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高橋 勉君） おはようございます。

議案第43号特定個人情報の保護に関する条例及び個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により、個人番号カードの発行、運営体制の抜本的強化、個人番号を活用した情報連携、特定個人情報の提供範囲の拡大等に関する改正が行われております。

それでは、条例について御説明いたします。

議案書2ページをお開きください。

議案参考資料1ページの特定個人情報の保護に関する条例新旧対照表第1条を御覧ください。

議案参考資料にて説明させていただきます。この条例については、第32条中、総務大臣を内閣総理大臣に、第19条第7号を第19条第8号に、同条第8号を同条第9号に改めるものです。

総務大臣を内閣総理大臣に改めるのは、個人番号に関する情報提供ネットワークシステムの所管が首相直轄のデジタル庁に変更することに伴うものでございます。

次に、それぞれの号が1号ずつずれるのは、新たに法第19条に第4号として、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする1号が追加されたことによるものです。

次に、議案参考資料2ページの個人番号の利用及び特定個人番号情報の提供に関する条例新旧対照表第2条関係を御覧ください。

この条例についても、第1条及び第4条中、第19条第10号を第19条第11号に改めるのは、議

案参考資料1 ページでの説明同様、新たに法第19条に第4号が追加されたことによるものです。

次に、議案書の2ページの附則を御覧ください。

この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第44号 七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第44号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第44号七ヶ浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書3ページを御覧ください。

提案理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正による個人番号カードの再発行手数料徴収委託に伴い、個人番号カード再交付手数料を廃止する必要があり所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料の7ページとなります。

こちらは七ヶ浜町手数料徴収条例新旧対照表となります。こちらの第2条第23号の個人番号カードの再交付手数料800円を削除し、第24号から第32号までを1号ずつ繰り上げるものであります。それ以外の改正につきましては、文言の整理であります。

議案書4ページを御覧ください。

なお、この条例の施行期日につきましては、附則のとおり令和3年9月1日からとなっております。

ります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛
成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は
原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第45号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第45号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）
を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第45号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第4号）につい
て説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

第1条として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,661万4,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額をそれぞれ70億7,178万1,000円に定めようとするものであります。

第2条では地方債の補正2件の変更で、災害復旧費のための町債であります。

8ページをお開きください。

こちら第2表につきましては、地方債の補正であります。

変更するのは、現年発生単独災害復旧債として限度額を3,560万円から3,100万円増額し
6,660万円に変更するもので、アクアリーナの災害復旧調査及び実施設計分が3,000万円、屋内
運動場とスケートボード場の災害復旧工事分がそれぞれ50万円であります。

現年発生補助災害復旧債につきましては、限度額60万円から30万円増額し90万円に変更する
もので、あさひ園の災害復旧工事分であります。

これら追加する地方債につきましては、2月及び3月並びに5月の地震による災害復旧費の
財源とするものであります。

今回補正する主なものとしましては、保育所等整備補助事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業費への追加、2月13日発生福島県沖地震によるアクアリーナ災害復旧調査及び実施設計委託事業などがあります。

次に、歳入について説明いたします。

11ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金、こちらの2節児童福祉費補助金1億6,666万6,000円につきましては国の保育所等整備交付金で、今回募集した民営保育所の施設整備費基準額の3分の2が補助所要額となっているものであります。

3目衛生費国庫補助金602万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の追加で、歳出の事業費追加分の財源であります。

16款2項10目災害復旧費県補助金96万5,000円につきましては、2月13日の福島県沖地震によるあさひ園の災害復旧に係る補助金で、4分の3の補助率となっております。

19款2項基金繰入金3目地域福祉基金繰入金2,000万円につきましては、保育所等整備事業の一般財源分として充てるものであります。

20款繰越金166万円につきましては、今回の補正の不足する一般財源分として決算剰余金の一部を充てるものであります。

22款町債1項5目災害復旧債1節現年発生単独災害復旧債3,100万円につきましては、アクアリーナの災害復旧調査及び実施設計と、屋内運動場、スケートボード場の災害復旧工事の財源に充てるものであります。

12ページになります。

3節現年発生補助災害復旧債30万円につきましては、あさひ園の災害復旧工事の財源とするものであります。

13ページになります。

歳出について主要な部分を説明いたします。

3款2項6目子育て支援推進事業費1億8,750万円につきましては、民営の新設保育所の募集に応募があり、審査の結果、事業者が決定したことにより計上したものであります。

財源は歳入で説明しました国庫補助金で基準額の12分の8と町の一般財源12分の1で今回の補助額となります。残りの12分の3につきましては、事業者負担となっております。

4款1項9目新型コロナウイルス感染症対策事業費602万3,000円につきましては、ワクチン接種業務で残り少なくなってきた消耗品の追加や、会場へのクーラーを追加することによるレ

ンタル料の増額と、その燃料代を補正するものであります。

11款2項1目民生施設災害復旧費206万2,000円につきましては、2月13日の福島県沖地震によるあさひ園の災害復旧費で、外壁及び内壁のクラック、玄関基礎の補修などであります。

5項文教施設災害復旧費3目社会体育施設災害復旧費3,100万円につきましては、2月13日の福島県沖地震によるアクアリーナの災害復旧に係る調査及び実施設計委託料として3,000万円を、次のページになります、3月20日の宮城県沖地震による屋内運動場人工芝隆起の災害復旧工事として50万円を、5月1日の宮城県沖地震によるスケートボード場コンクリート亀裂箇所災害復旧工事として52万9,000円を補正するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 詳細な点を含めて8点ほど質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） まず3点お願いします。

○12番（歌川 渡君） 歳出の項で質問させていただきます。

13ページ、3款民生費6目子育て支援推進事業費。これについて3点ほど質問させていただきます。

本日、議案資料として頂きました。その中でまず1点、保育所等整備事業補助金ということですが、通常この事業ですと、補助金が、国が2分の1、事業者4分の1、町が4分の1ということになっているんですけれども、今回の補助額が12分の8ということで、この保育所等整備事業補助金の中の何らかの別枠の事業としての補助事業なのかどうか、その点ちょっと伺いたいと思います。

2点目、当然、設置場所希望も決まったかと思います。そこで、設置予定地として汐見台7丁目1の2というところですが、ちょっと地図で見ても汐見台7丁目しかないので、具体的に、空き地としては消防署の下、以前に医療機関を建てようとしたとか、あとは社会福祉協議会の前災害仮設住宅とか、そういう場所かと思うんですけれども、具体的にその場所と、そしてそこが私有地なのか公有地なのか、説明求めたいと思います。

あと3点目は、この事業は土地の購入、建物も含めての補助対象となるのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1点目の補助につきまして別枠補助なのかということでございますが、こちらは厚労

省で示しております保育所等整備交付金の交付要綱に基づいた補助でございます。ですので、別枠というものではございません。保育所等整備交付金交付要綱に基づいた補助でございます。

2点目の予定地につきましては、具体的な位置としましては、消防署の隣といいますか、N T Tの中継地の隣の空き地、角地となっております。幼稚園地そのものにつきましては、私有地となっております。

3点目の補助金につきまして、土地の購入費等も入っているのかということでございますが、こちら土地の購入ではございません。借地としての利用となります。補助金につきましては、交付基準の中に借地の場合の基準額も入っております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目のみ質問させていただきます。

この保育所等整備事業補助金の中には、町が緊急に今求められている待機児童解消の加速化プラン、こういう場合に取り組んだ場合の事業については3分の2の補助があるということで国では示していますけれども、そのプランということで理解していいのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、新子育て安心プラン実施計画の採択を受けている市町村ということで、国が3分の2、市町村が12分の1ということになっております。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員いいですか。（「議長」の声あり）はい。

○12番（歌川 渡君） 今質問したのは、待機児童解消加速化プランに、その事業に、その保育所の整備事業の中の、その中の一つの追加プランとしてあるんですね。それなのかどうかということなんです。違うんだ、そうなんだ、どちらかです。答弁。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 先ほどお話ししましたように、全く別物でございます。新子育て安心プラン実施計画に基づくものでございます。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。

なければ、歌川議員、2回目お願いします。

○12番（歌川 渡君） 同ページ、11款災害復旧費、民生施設災害復旧費の中の維持補修工事206万2,000円、あさひ園の施設災害復旧工事ありますが、工事業内容について詳細に求めた

いと思います。

次は、下段、同じく、3目の社会体育施設災害復旧費の中で、ここで3点ほど。

この事業は2月13日の福島沖地震で被災して被害を受けた施設ではありますが、まず、もう2月だから5か月過ぎていますよね。以前はその落下したガラスとか、あとは屋根等を支えている支柱の補修とかはしたと思うんですけども、このときとの設計というのは別枠でやったと思うんですけども、この当初の時点で今回の設計も含めてなぜできなかったのか。そのことが大きな点であります。それが一つと。

それに基づいて、今回の施設被災調査及び復旧工事設計業務委託、これについて伺いたいと思います。

まず、この調査期間はいつまでということ町では依頼するのか。

あとは、その設計業務委託に伴う工事完了時期をいつとして事業者に求めているのか。その点伺いたいと思います。あと……

○議長（岡崎正憲君） もう1問（「いいですか」の声あり）同じところですか。（「はい」の声あり）同じところでしたらお願いします。（「もう1点、次ページであります」の声あり）次ページですか。（「はい」の声あり）じゃあいいです、お願いします。

○12番（歌川 渡君） 次ページの生涯学習課について。

スケートボード場施設災害復旧工事、これ議案の資料見させていただきました。ひび箇所の補修51メートルということであります。ここ、1か所の51メートルの長さなのか、何か所かに分かれてのトータル的な距離、メートルなのか。そこで伺いたいと思います。この亀裂箇所の個数について説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、あさひ園、それからアクアリーナと続きます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 1問目、あさひ園の維持補修工事関係ですが、まず、概略といたしましては、防水工事といたしまして、外壁、クラックが入りましたので、そちらのコーキング打ち込みを行う工事でございます。あと、タイル工事といたしまして、玄関とトイレですね、トイレ関係のタイルがちょっと壊れましたので、そちらの補修関係。あと屋内でクロス、壁のひび割れがありまして、クロスのほう大分傷んだということでクロスの取替え工事になります。

主な工事の内容はそのようになっております。御理解のほどお願いします。

○議長（岡崎正憲君） アクアリーナの件につきまして。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） まず、今まで何でかかったかということでございますけれども、

非常に危ない場所ですね、まず、ガラスが破損したというのは早急に直しております。それから、鉄骨は脱落しそうなものが1本ありまして、その撤去もしてございます。そのほかはまだ手つけてございません。

その手つけていないのはなぜかというのが、次回地震になった場合、同じような地震が来た場合、また繰り返しにならないとか、そのようなことをいろいろ調査しておりました。それで、今回ある程度の調査内容、この程度のことをすればよろしいんじゃないかという案が出ましたので、今回、実施設計の委託及び調査さらにするものでございます。

それから、期間ですけれども、委託の期間としては、工期としてはあくまで1月とかそのようにはなりますけれども、そこまでかからない間になるべく工事発注したいなどは考えてございます。

それで、工事期間につきましては、なかなか調査が始まって、改修や復帰がどこまで必要かというのを把握しないうちは、今の段階ではちょっとお答えしづらいところでございます。

それから、スケートボードですけれども、こちら51メートルが1か所だあつとなつたわけではなくて、数か所に分かれて、合計すると51メートルになるということでございます。

それから、内容ですけれども、Vカットって、Vに切りまして、それからプライマーを塗ってシーリング材を貼るということでございます。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員、1問目から。

○12番（歌川 渡君） 社会体育施設災害復旧費のスポーツセンターについて伺いたいと思います。

調査期間を設けないと、当然、（「12節だね」の声あり）工事の期間についてはまだ言えないということであります。そこで、前段の調査期間をいつまでにとということでは、先ほど1月とかなんとかといろいろちょっと、それも工事期間なのかどうか分かりませんが、調査期間をいつまでにと業者をお願いしているのかというのが1点ですね。あ、一問一答ですね。

（「はい」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 今から発注するものです、予算取ってから発注するものですからあれなんですけれども、工期としては、工期のお尻としては1月。ただ1月まで待ってられないので、極力早く仕上げしてほしいということでございます。よろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 今、3問目の2回目終わりました。歌川議員。（「2回目ね」の声あ

り) いいですか。(「3回目ね」の声あり) はい、3回目です。

○12番(歌川 渡君) すみません、私、調査期間というのと工期というのは同じことをいっているのかどうか、私ちょっと理解できないので。

○議長(岡崎正憲君) なるほど。

○12番(歌川 渡君) ちょっと質問の前に、私はこう繰り返します。被災調査を委託するんだから、調査期間はいつまでにしてくださいということを業者に頼むと思うんです。それがいつ頃なのかということですよ。それが1月までということなのか、(「1月」の声あり) その点、分かりますよね。

○議長(岡崎正憲君) まあいいです。生涯学習課長。

○生涯学習課長(小野賢一君) 工期としては、工期というのは、調査としては10月とか11月、その辺あたりまで全部調査してもらって、実施設計書の仕様を上げてもらいたいということをお願いします。

ただ、工期としては、そこからいろいろな書類とかいろいろありますので、1月末までに業者としての工期としては置きたいなと考えてございます。(「来年、そうすると、平成……分かりました」の声あり)

○議長(岡崎正憲君) 4問目のスケートボードの件、いいですか。歌川議員。

○12番(歌川 渡君) 私、修理内容聞いているんじゃないかと、その51メートルが先ほどもう1か所ではないということなので、何か所なのか、ぐらいあるのかということを知りたい。本当に事務的な小さい質問ですけれども。

○議長(岡崎正憲君) 生涯学習課長。

○生涯学習課長(小野賢一君) 5か所ぐらいで、(「5か所ぐらいですか」の声あり) 平均すると10メートルぐらいであります。(「5か所ぐらいて、この、ぐらいというの、ちょっと」の声あり)

○議長(岡崎正憲君) よろしいですか。(「当局が答えるような言葉ではないということ」の声あり) よろしいですか。(「5か所ぐらいというのは」の声あり)

○生涯学習課長(小野賢一君) 5か所で、平均して10メートルぐらい、10メートルになります。(「はい、了解しました」の声あり)

○議長(岡崎正憲君) ほかに質疑ございませんでしょうか。遠藤喜二議員。

○8番(遠藤喜二君) 大きく分けると2点なんですけれども、1点目は保育所の整備事業ということで、今回、広島だと思っておりますけれども、このアイグランさん、この1か月の間にその

設計から土地、施設予定地と、あとは何ていうんですかね、計画書、よくできたなどは思うんですけども。インターネットの口コミなんか皆さん見ていると思いますけれども、いかがなものでしょうか。これは、土地の所有者そのものがそのアイグランさんとの絡みがあって早急に手だてができたのかなとは思いますが、前はたしか赤石病院さんが持っていたような気はしたんですけども、昔はですね。

あともう1点。アクアリーナの屋根の、何ていうんですか、滑落というか壊れというか、もう2回目ですからね。避難所としての役目というのは果たさない避難所なので。それで、また先ほど鉄骨がとかと言っていましたが、あれはアルミ材ではないんですかね、たしか、押さえている分は。そしてまたガラスを入れ込みするのであれば同じようなことなので、例えば水族館で使っているようなポリカーボネートを使うとかね。やっぱりその強度的なもの、デザイン的なものだけでなく強度的なものも考えて、無駄な金は出さないようにすべきだと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 喜二議員、一応補正予算の審議に入っていますので、その点を控えての質問としていただきたいと思います。（「答えられるところでいいです」の声あり）

1 問目、どうですか、子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 1 問目につきまして、短期間でよく提案ができたなという御質問として回答をさせていただきます。

実際、こちらのアイグランのほうにヒアリングを審査のときに行っております。それで、なぜ七ヶ浜町なのかということも聞いております。実際、アイグランとしましては、仙台市に、県内に保育所がありますと。保育士さんの管理といたらいいんですかね、入替えであったりとか、応急的な対応をするために、県内にもう1か所ぐらい保育所を考えていたと。そのときに待機児童の情報を調べたところ、七ヶ浜町さんが待機児童、結構、小さい町の割にはいるということが分かり、ちょっと調べさせていただいておりましたという話がありました。

ですので、こちらアイグランにつきましては全国展開をしている事業所でありまして、保育所として定員これくらいだったらこれくらいの施設というものがもう既にあるような事業所でした。ですので、そういった専門的部署といたらいいんですかね、設計や設置、そういった申請に関する部署があると。そういった関係で実績のある事業所でした。そのために短期間で応募ができたのかなとこちらは考えております。

以上です。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長、施設の材料。

○生涯学習課長（小野賢一君） 屋根の支柱とかなっているのは、あれ鉄骨でございます。

それから、ガラスですけれども、今回2月からの本当に最低限のところだけ復旧してございます。そして、お金かかるところは今からしっかりと調査して、地震が来ても同じことを繰り返さないような方法でやりたい、復旧したいと考えてございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤喜二議員、1問目。

○8番（遠藤喜二君） じゃあ、その業者さんなんですけれども、宮城県は何か所事業所を持っているのか。全国で400か所ということみたいなんですけれども、宮城県は何か所なのか。それで、なぜこの小さな、東北で一番小さな行政区のホームページか何かを確認できたのか。それを確認したい。（「待機児童という形でさっき話しているんですけども、もう一度繰り返しになります」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 県内に設置されている保育所は1か所です。仙台市の長町にございます。

そして、何でそういった情報が分かるのかと。県のほうでも、先ほど話しました子育て安心プランですね、そういったことで県内の待機児童数を公開しております。それで、七ヶ浜町だけではなく県内の待機児童の状況を出しておりますので、七ヶ浜町のホームページを見なくても待機児童が分かるということになっております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤喜二議員、3回目です。

○8番（遠藤喜二君） 3回目ですよ、これ。

いや、それはそれでいいんですけれども、その1か月で、1か月ですよ、建物の設計から管理から人の手配から、ある程度人がいるんでしょうからどこから連れてくればいいのかと思うんですけれども、通常で1か月で取れるかどうか、皆さんよく考えれば分かると思うんですけれども。まあそれが行政なのかなとも思います。その点いかがですか。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願いします。

○副町長（平山良一君） それでは、私から説明申し上げたいと思いますが、この業者につきましては、その辺も心配して確認取ったんですけれども、施設の形態としましてはパッケージ化したものを幾種類か設計として持っているようでございます。なものですから、ちょっと中身を変えればすぐ設計、そういったものは仕上がるというようなことで、今回この時期までに行けるということで申込みがあったようでございます。

以上でございます。（「簡単な説明」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「いや、それしか説明ないんでしょう」の声あり）

はい。よろしいですか、2問、2つ目はいいですか。遠藤喜二議員、2つ目です。

○8番（遠藤喜二君） アクアリーナの件、再度。いいですか。

○議長（岡崎正憲君） 再度というか、2問目の質問になります。

○8番（遠藤喜二君） 2問目で、はい。

何回も私、一般質問なんかでも言っているんですけども、その強……何ていうんですかね、最初そのものがもう原状復帰ということで直したわけですよ。ただ、あの原状復帰そのもので、例えばサッシを押さえるメーカーさんの、サンキョウさんでしたけれども、私、ビル事業部さんに行って、その強度関係とか全部、支店長さんに聞いてきました、あの当時。だけれども、やっぱり屋根の重さ、屋根の重さからして、あの揺れですから多分もたないと思うんですね。あんな、だって頭が重いのに、アルミの幾らあの分厚い補強材、支柱であったって、もつけないんですよ。だから、そこのところ形状を変えて、もっとやっぱり頑丈に造るべきだと思うんですね、3,000万円も結局予算取るわけですから。そこのところどういうふうな考えなのか。できれば、課長さんじゃなくて町長さんの返事を、返事というか回答を聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「アルミでないよね」の声あり） どうですか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） アクアリーナの部分については、あれはアルミではございません。ガラスのフレームがアルミなだけですね。（「そうそう」の声あり）そして、あのときの楕円形的设计に当たっては、トラスを組んで、そしてヒンジを組んで、それで力が分散するようになっているわけです。ですから、ある意味では、今回の地震で、その波動で、力が分散して座屈とか壁の破損までは至っていないから、ある意味ではその上の部分でうまく力が働いたと。ただ、ハイテンションボルトで下に、ベースにつながっていたのが、それがやっぱり剪断したと、切れたというふうな部分では。ですから、力はうまく分散はしている。ですから、構造を計算して、屋根が重いだけじゃなくて、あくまでも建築基準法にのっとってその構造は設計しているということなんですね。

それで、我々が一番心配しているのは、利用者のその落下によるけがが一番心配だと。今回もたまたま人がいなかったというか、その時間帯もあるんですけども、なかったということで、その辺をやっぱり改善するために時間がもうちょっと、天井とかそういった部材を変えていかなくちやないんじゃないだろうか、照明器具を別のものにしなきゃないんだろうかというふうなことで今考えているところです。

ですから、補強についても、今後、したほうがいいのか。今の建築基準法上では十分その構造的にクリアしているものなのか、その辺も、クリアしているわけですからやっているわけですが、補強が必要なのか。それを今後は調査もしていくというふうなことでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤喜二議員。（「最後ですよ」の声あり）3回目です。

○8番（遠藤喜二君） 要は、ガラスの落下で使えないわけですよ、実際。ガラスが粉々に落ちなければ、何ということなく使えるわけですよ。だから、そのところどういふふうな考えでいるかお尋ねしたい。もう3回目ですからね、これで、なるとすれば。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今回は、飛散防止のフィルムを全て、全てですねあれは、課長、貼らせてもらったというのは、（「直したところ」の声あり）直したところですよ、飛散防止のフィルムを貼らせていただいております。（「直していないところは」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

なければ、歌川議員、残り。（「いいですよ、もう」の声あり）いいですか、もう。

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議員提出議案第6号 七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等
の人権擁護に関する条例の改正について

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議員提出議案第6号七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者仁田秀和議員へ説明を求めます。登壇願います。

〔3番 仁田秀和君 登壇〕

○3番（仁田秀和君） 3番仁田秀和でございます。

それでは、私から、議員提出議案第6号について説明させていただきます。

七ヶ浜町新型コロナウイルス感染症に係る感染者等の人権擁護に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第112条及び七ヶ浜町議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

提案理由は、新型コロナウイルスワクチン接種が医療従事者や高齢者をはじめ各年齢層に対し始まっております。ワクチン接種は予防接種法に基づいて行われるべきものであり、感染症の蔓延防止に努めなければならないものでありますが、同意があって行われるもので、決して強要されるものではありません。重度の急性疾患やワクチン成分に対しアナフィラキシーなど、様々な理由により新型コロナウイルスワクチンを接種できない方々もおります。

本町においては、予防接種法に基づき適切にワクチン接種が進んでいるところであります。今後においても、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を希望する全ての町民が安心して受けられるよう町が行う合理的支援について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない方に対して、職場や周りの方などに接種の強要や差別、不利益な取扱い、誹謗中傷を防止するために人権擁護をする必要があることから条例を改正するものであります。

改正内容につきましては、主にワクチン接種に係る文言の追加や整理を行うものでございます。

また、附則としましては、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、私からの説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）
質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

仁田秀和議員、降壇願います。

〔3番 仁田秀和君 降壇〕

○議長（岡崎正憲君） これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって7月会議に付議されました案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日7月30日から12月28日までの152日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。

よって、本定例会は、明日7月30日から12月28日までの152日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時53分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年7月29日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員